

## 静岡県公安委員会規程第7号

放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月13日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する規程の一部を改正する規程

放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する規程（平成17年静岡県公安委員会規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の申請)</p> <p><b>第2条</b> 法第51条の8第2項に規定する申請は、次に掲げる書類を静岡県警察本部交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）又は各警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 役員に関する書類</p> <p>ア <u>戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））</u></p> <p>イ <u>法第51条の8第3項第2号イに該当しない旨の登記事項証明書</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(登録等)</p> <p><b>第3条</b> 公安委員会は、第51条の8第5項の規定により登録をしたときは、登録簿（様式第6号）に必要事項を記載するとともに、登録（更新）通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。また、登録をしないときは、登録（更新）申請に関する通知書（様式第8号）によりその旨を通知するものとする。</p>	<p>(登録の申請)</p> <p><b>第2条</b> 法第51条の8第2項に規定する申請は、次に掲げる書類を静岡県警察本部交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）又は各警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 役員に関する書類</p> <p>ア <u>住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(登録等)</p> <p><b>第3条</b> 公安委員会は、<u>法第51条の8第5項</u>の規定により登録をしたときは、登録簿（様式第6号）に必要事項を記載するとともに、登録（更新）通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。また、登録をしないときは、登録（更新）申請に関する通知書（様式第8号）によりその旨を通知するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号を次のように改める。



(裏)

手数料 (静岡県収入証紙)			

様式第3号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

様式第12号、様式第13号及び様式第15号中「国籍」を「国籍等」に改める。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
（表）

	※受理年月日	年	月	日
	※受理番号			
	※交付年月日	年	月	日

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者の氏名 ⑩

本籍 (外国人である場合は、国籍等)				
住所	〒 — — — — — 電話番号 — — — — — (自宅・携帯)			
(ふりがな)			性別	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">           写 真             (縦3.0cm× 横2.4cm)         </div>
氏名			男 ・ 女	
生年月日	年 月 日生			
その他連絡先	電話番号 — — — — —			
修了証明書又は認定書の番号		修了証明書又は認定書の交付年月日	年 月 日	

※添付書類	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。） <input type="checkbox"/> 診断書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 誓約書（丙）（様式第18号） <input type="checkbox"/> 写真2枚（うち1枚は、上記写真欄に貼り付けてください。）
-------	--

(注)

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 写真は、申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。

(裏)

手数料 (静岡県収入証紙)			

様式第18号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
（表）

※受 理 年 月 日	年 月 日
※受 理 番 号	
※書換え交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者の氏名 ㊟

本 籍 (外国人である場合は、国籍等)			
住 所	〒 — 電話番号 — — (自宅・携帯)		
(ふりがな)		性 別	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto;">           写 真             (縦3.0cm× 横2.4cm)         </div>
氏 名		男・女	
生 年 月 日	年 月 日生		
そ の 他 連 絡 先	電話番号 — —		
駐車監視員資格者 証 の 番 号		駐車監視員資格者証の 交 付 年 月 日	年 月 日
書 換 え 交 付 を 申 請 す る 事 由			

(注)

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 書換え交付を申請する事由欄には、変更事項の内容及びその理由を記載してください。また、同欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。
- 3 この申請書には、申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの2枚（うち1枚は、上記写真欄に貼り付けてください。）を添付してください。

(裏)

手数料 (静岡県収入証紙)			

様式第22号中「国籍」を「国籍等」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の放置駐車の確認事務の委託の手続等に関する規程の様式により提出されている申請書等は、改正後の放置駐車の確認事務の委託の手続等に関する規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の放置駐車の確認事務の委託の手続等に関する規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。